

事務連絡  
平成30年11月6日

各 都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

### 地域支援事業の介護自立支援事業の取扱いについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、地域支援事業の介護自立支援事業の取扱いについて、会計検査院より改善要求がありました。つきましては、下記の点について御了知の上、取扱いに遺漏のないよう、管内市町村等に対し、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

#### 記

#### 1 地域支援事業の介護自立支援事業に関する規程

- 地域支援事業の任意事業における介護自立支援事業（慰労金支給）については、平成27年度に改正を行った地域支援事業実施要綱において、「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業」としている。
- 他方、任意事業の「事業内容」において、「地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能」と定めている等、事業の効果的な実施の観点から、市町村に一定の裁量を認めている。
- なお、介護自立支援事業の「介護サービスを受けていない」とする規定は、継続的にサービスを利用している高齢者へのサービス提供による保険給付とあわせて、補助事業によるその家族への慰労金支給が重なることを避けるために対象としないという趣旨である。
- すなわち、介護自立支援事業の対象者である家族への交付金の交付と当該対象者（家族）が介護する要介護者が継続的に介護サービスを受けることによる要介護者本人に対する保険給付との同一家族内での重複を避け、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るためのものである。
- ただし、この規定の取扱いについては、例えば介護者の病気等の事情により、

その間、要介護者が短期入所生活介護を利用するなどの場合においても、画一的に当該介護者を介護自立支援事業の対象者から除外するものではない。

## 2 会計検査院からの改善要求の概要

- 会計検査院が全国の地方自治体に対して検査を行ったところ、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者を地域支援事業交付金の交付対象者に含めている事態が見られた。
- これを踏まえ、会計検査院は厚生労働省に対し、このような事態の発生原因は、厚生労働省が、本事業において要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を市町村に周知していないことによるものとし、本事業において要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして、市町村に周知するよう改善要求があった。

会計検査院からの改善要求の全文については、下記URL参照。

[http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/30/h301017\\_01.html](http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/30/h301017_01.html)

## 3 改善要求を踏まえた今後の取扱方針

- 会計検査院からの改善要求を踏まえ、地域支援事業実施要綱の改正により、平成 27 年度の実施要綱の改正の趣旨を踏まえた具体的な取扱いについて、実施要綱上で明確化し、平成 31 年度から取扱いを適用する予定である。
- 具体的に予定している明確化の内容は以下のとおりである。
  - ① 「介護サービスを受けていない」とは、原則、介護保険法に定める介護給付を全く利用していない状態とする（福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く。）。

ただし、介護者の冠婚葬祭や体調不良等を踏まえ、合計利用日数が年間 10 日以内の利用者を「介護サービスを受けていない」者とすることも可能とする。
  - ② 「中重度の要介護者」とは、原則、要介護 3 以上とする。

ただし、介護者の負担を踏まえ、要介護 2 で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立支援度がⅡ以上の者を「中重度の要介護者」とすることも可能とする。

【改善の処置を要求したものの全文】

地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対象者について

(平成30年10月17日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 介護自立支援事業の概要等

(1) 地域支援事業の概要

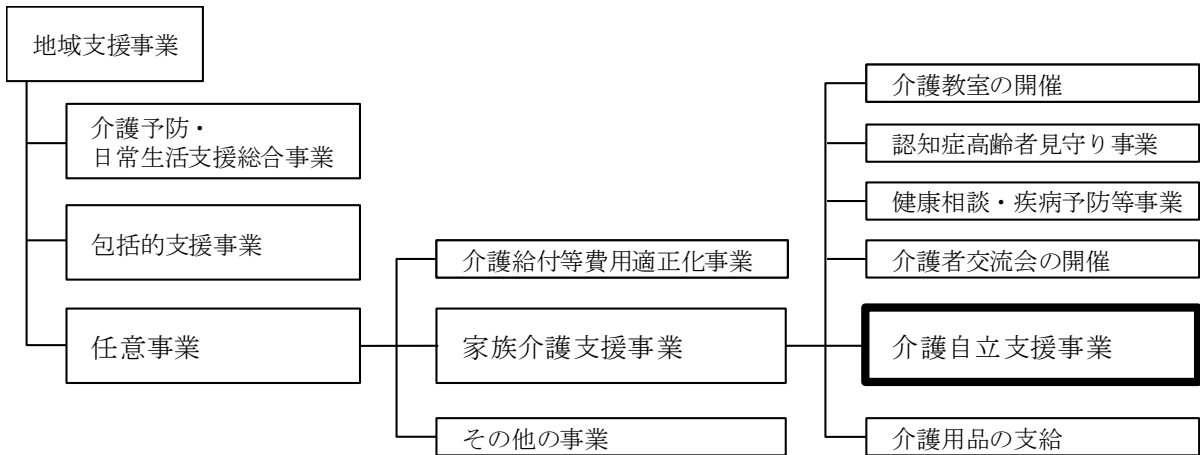
貴省は、介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づき、平成18年度から、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施主体として実施する地域支援事業に対して地域支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付している。

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもので、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業から構成されている。

上記3事業のうち任意事業は、地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号別紙。以下「実施要綱」という。）によれば、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことなどを目的とするものとされており、家族介護支援事業等の3事業から構成されている。

このうち家族介護支援事業は、介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業とされており、介護自立支援事業等の6事業から構成されている（図参照）。そして、介護自立支援事業は、「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業」とされている。

図 地域支援事業の構成（平成27年度以降）



## (2) 介護自立支援事業の新設と慰労金支給事業

上記の介護自立支援事業は、28年1月に貴省が実施要綱の改正を行い、その前身に当たる家族介護継続支援事業（介護の慰労のための金品の贈呈）を改定して新設したものである。

市町村は、従来、高齢者等の要介護者を介護している家族を慰労するなどのために、条例等で定める要件を満たす高齢者等を介護している家族に金品（以下「慰労金」という。）を支給する事業（以下「慰労金支給事業」という。また、慰労金の支給対象となる家族を「慰労金支給対象者」という。）を実施していた。

そして、任意事業については、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能とされており、改正前の実施要綱では、家族介護継続支援事業の一つの例として、「介護の慰労のための金品の贈呈」と記載されているのみで、具体的な事業内容は定められていなかったことから、同事業の対象者に介護サービスを受けている要介護者（以下「サービス受給者」という。）に係る慰労金支給対象者を含めることも可能であった。

その後、貴省は、27年度に実施要綱を改正して、任意事業として実施できる事業及び各事業の事業内容を定めるなどして、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象者を、「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族」とした（以下、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象となる家族を「交付金交付対象者」という。）。貴省は、交付金交付対象者が介護する要介護者について「介護サービスを受けていない」という条件を設けた趣旨を、交付金交付対象者への交付金の交付と当該交付金交付対象者が介護する要介護者が継続的に介護サービスを受けることに

よる当該要介護者本人に対する保険給付との同一家族内での重複（以下「交付金と保険給付との重複」という。）を避け、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図ることであるとしている。

そして、貴省は、上記条件の取扱いについて、任意事業は、実施要綱において、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能とされていることを踏まえ、例えば慰労金支給対象者の病気等の事情により、その間、要介護者が短期入所生活介護<sup>(注1)</sup>を利用するなど、要介護者が年間10日以内の範囲で一時的に介護サービスを受けることを許容する一方、介護サービスを受けた日数の合計が年間10日を超える要介護者（以下「継続的なサービス受給者」という。）に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めることは想定していないとしている。

(注1) 短期入所生活介護 居宅の要介護者が介護老人福祉施設等に短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (3) 交付金の概要

交付金の交付対象は、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年厚生労働省発老第0523003号別紙）によれば、実施要綱の規定により市町村が行う地域支援事業とされており、交付金の交付額は、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」等の区分ごとに、事業に必要な経費（以下「対象経費」という。）の実支出額等に、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」については交付率（100分の39）を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、市町村は、慰労金支給対象者が交付金交付対象者に該当する場合には、当該交付金交付対象者に係る慰労金支給事業の実施に要した経費を介護自立支援事業の対象経費の実支出額に算入することができることとなっている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、介護保険制度の下で、介護自立支援事業の運用は介護サービスとの整合が図られたものとなっているかなどに着眼して、27年度又は28年度に慰労金支給事業の実施に要した経費を介護自立支援事業の対象経費の実支出額に算入し<sup>(注2)</sup>て交付金の交付を受けていた18府県の157市町村等が実施した介護自立支援事業（27、28両年度の慰労金支給事業の実施に要した経費計10億5755万余円、交付金相当額計4億1244万余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び18府県の100市町村等において、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、14府県の57市町については、調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注2) 18府県 京都、大阪両府、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡、山口、徳島、香川、高知、福岡、大分、鹿児島各県

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした18府県の157市町村等の介護自立支援事業の実施状況を確認したところ、18府県の91市町等は、介護サービスを受けていないことを慰労金支給対象者の要件としていたり、事業実績報告において、慰労金支給対象者のうち、サービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めないこととしていたりしていた。

一方、16府県の66市町村等（27、28両年度の慰労金支給事業の実施に要した経費計9億8224万余円、交付金相当額計3億8307万余円）は、サービス受給者に係る慰労金支給対象者延べ71,622人を含めた延べ74,633人を交付金交付対象者としていた。

そして、サービス受給者に係る慰労金支給対象者延べ71,622人が介護する要介護者延べ17,103人について、過去1年間に当該要介護者が介護サービスを受けた日数を確認したところ、年間10日以内の範囲で一時的に介護サービスを受けていた要介護者は延べ819人（4.7%）となっており、残りの延べ16,284人（95.2%）は、継続的なサービス受給者に該当していた。また、当該要介護者延べ16,284人の介護サービスを受けた日数の平均値は140であり、10日ごとに区切った場合の最頻値は101から110となっていた。

このように、66市町村等では、貴省が交付金交付対象者に含めることを想定していなかった継続的なサービス受給者延べ16,284人に係る慰労金支給対象者延べ67,732人を交付金交付対象者に含めていることから、交付金と保険給付との重複が生じていて、介護保険制度の下で介護自立支援事業と介護サービスとの整合が十分に図られていなかった。

上記の66市町村等について、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者延べ67,732人に支給した慰労金に係る27、28両年度の慰労金支給事業の実施に要した経費計8億9063万余円を控除して介護自立支援事業の対象経費の実支出額を算定すると計9161万余円となり、前記の計9億8224万余円と比べて8億9063万余円の差を生ずる。そして、これに基づいて算定される交付金相当額は計3572万余円となり、66市町村等が交付を受けた交付金計3億8307万余円と3億4734万余円の差が生ずることとなる（表参照）。

表 継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者としていたもの  
(単位：人、万円)

都道府県名	年度	市町村等数	交付金交付対象者としていた慰労金支給対象者(A) (延べ人数)	(A)に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額(B)	(B)に係る交付金相当額(C)	交付金交付対象者(D) (延べ人数)	(D)に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額(E)	(E)に係る交付金相当額(F)	(A)のうち継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者(G)=(A)-(D) (延べ人数)	(G)に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額(H)=(B)-(E)	(H)に係る交付金相当額(C)-(F)
福島県	平成27	5	318	577	225	25	53	20	293	524	204
	28	5	339	605	236	49	78	30	290	526	205
茨城県	27	1	120	360	140	14	42	16	106	318	124
	28	2	221	449	175	30	68	26	191	381	148
栃木県	28	2	3,755	2152	839	379	224	87	3,376	1928	751
埼玉県	27	5	6,751	5840	2277	1,182	981	382	5,569	4859	1895
	28	4	6,739	5828	2273	1,169	939	366	5,570	4889	1906
千葉県	27	1	231	230	90	31	31	12	200	199	77
	28	1	58	57	22	37	37	14	21	20	8
新潟県	27	1	16,853	5073	1978	736	238	93	16,117	4835	1885
	28	1	144	43	16	144	43	16	0	0	0
山梨県	27	8	3,484	3680	1435	313	452	176	3,171	3228	1258
	28	8	3,474	3523	1374	399	462	180	3,075	3061	1193
長野県	27	17	10,000	2億3252	9068	780	1619	631	9,220	2億1633	8437
	28	16	4,502	2億1700	8463	273	1620	631	4,229	2億0080	7831
静岡県	27	4	2,754	1361	531	121	87	34	2,633	1274	496
	28	3	508	242	94	41	47	18	467	194	75
京都府	27	5	1,111	3313	1292	80	240	93	1,031	3073	1198
	28	5	1,125	3368	1313	75	233	91	1,050	3135	1222
山口県	27	1	54	163	63	6	67	26	48	96	37
徳島県	27	1	140	140	54	0	0	0	140	140	54
	28	1	92	92	35	0	0	0	92	92	35
香川県	27	2	2,145	2180	850	186	215	84	1,959	1965	766
	28	2	1,982	1994	777	98	110	43	1,884	1884	734
福岡県	27	4	1,572	2869	1119	230	415	162	1,342	2454	957
	28	4	1,567	2508	978	142	293	114	1,425	2215	864
大分県	27	3	620	1468	572	35	105	40	585	1363	531
	28	3	588	1541	600	26	96	37	562	1445	563
鹿児島県	27	5	1,668	1755	684	138	164	64	1,530	1591	620
	28	5	1,718	1847	720	162	192	74	1,556	1655	645
計	27	63	47,821	5億2269	2億0384	3,877	4714	1838	43,944	4億7554	1億8546
	28	62	26,812	4億5955	1億7922	3,024	4446	1734	23,788	4億1508	1億6188
合計		66	74,633	9億8224	3億8307	6,901	9161	3572	67,732	8億9063	3億4734

注(1) 市町村等数欄の合計は、純計である。

注(2) 表示単位未満を切り捨てているため、介護自立支援事業の対象経費の実支出額又は交付金相当額を集計しても計欄及び合計欄と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A県B市は、同市の条例に基づき、慰労金支給事業を実施しており、同条例が規定する慰労金支給対象者が介護する要介護者については、介護サービスの受給の有無等に関する要件を設けていない。そして、同市は、任意事業については、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした事業形態が可能であり、その対象者は市町村が認める者と認識していたことから、平成28年度に、条例に基づいて決定した慰労金支給対象者延べ717人について、慰労金支給対象者が介護する要介護者が介護サービスを受けているかを考慮することなく、慰労金支給事業の実施に要した経費6986万余円の全額を介護自立支援事業の対象経費の実支出額に算入し、交付金2724万余円の交付を受けていた。

しかし、上記の717人には、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者が延べ688

人含まれており、当該688人に係る経費を控除して介護自立支援事業の対象経費の実支出額を算定すると計306万余円（交付金相当額計119万余円）となり、前記の6986万余円と比べて6680万円（交付金相当額計2605万余円）の差が生ずることとなる。

（改善を必要とする事態）

前記の16府県66市町村等において、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めていることから、交付金と保険給付との重複が生じていて、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合が十分に図られていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴省において、介護自立支援事業の実施に当たり、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を、実施要綱に明記するなどして市町村に周知していないことによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

貴省は、市町村が実施する介護自立支援事業に対して交付金を交付するなどして、引き続き要介護者に係る介護者の慰労のための事業に対して助成していくこととしている。

については、貴省において、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を、実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求する。



# 全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成 30 年 3 月 6 日 (火)

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

### 3. 平成 30 年度地域支援事業交付金予算案について

#### (1) 平成 30 年度地域支援事業交付金予算案の概要

地域支援事業交付金にかかる平成 30 年度予算案については、平成 29 年度に予防給付として提供されていた訪問介護・通所介護が総合事業に移行する分等による所要額増を見込むことで、418 億円増の 1,988 億円（平成 29 年度予算額 1,569 億円。）を計上している。

このうち、在宅医療・介護連携推進事業等の社会保障充実分については、2.3 億円増の 217.0 億円（平成 29 年度予算額 214.6 億円。）を計上している。

平成 30 年度における社会保障の充実については、

- ① 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法施行規則に定める、いわゆる「(ア) から (ク)」の 8 つの事業項目のそれぞれを実施する
- ② 生活支援体制整備事業は、第 1 層、第 2 層の全圏域において、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行う

こと等に取り組みられるよう周知しているところであるが、実施のための所要額を適切に見込むとともに、本予算の積極的な活用をお願いします。

なお、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」（平成 10 年政令第 413 号）が改正され、平成 30 年度から平成 32 年度にかけての第 2 号被保険者負担率が 27% となることに伴い、平成 30 年度より、包括的支援事業に関する国庫負担割合が 38.5%、都道府県・市町村の負担割合がそれぞれ 19.25% となる予定である。

#### (2) 地域支援事業における介護用品の支給に関する取扱

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成 27 年 2 月 18 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において周知したとおり、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとされている。

これは、介護用品の支給は、介護給付サービスの上乗せ・横出しとなるものであり、仮に実施する場合には、市町村特別給付、保健福祉事業又は市町村独自事業として実施されるべきものであるが、多くの市町村が実施していた状況に鑑み、例外的な激変緩和措置として講じた措置である。

平成 29 年 3 月 10 日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議では、

- ① 厚生労働省において、実施状況を把握した上で、平成 30 年度予算編成過程の中で、本事業の目的に照らし適切な範囲への支給の重点化や、例外的な激変緩和措置であることを踏まえた事業規模のあり方について具体的な検討を行うこと。

② 市町村は、本事業が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、今後の事業のあり方について、計画的・段階的に任意事業から市町村特別給付等へ移行するなど、事業の継続要否を検討すること。また、①を踏まえ、低所得世帯等の利用者への影響を十分に考慮しつつ、将来的な事業のあり方を検討すること。

等について、周知したところである。

平成 30 年度以降の激変緩和措置の取扱いについては、

ア 平成 29 年 5 月に改正法が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止等の観点から、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくところであり、介護用品の支給についても、こうした観点に立ち、適切な支給を行い、高齢者の自立支援等に資する取組が求められていること

イ 地域包括支援センターの事業評価の実施を通じた適切な人員体制の確保などの機能強化や、介護離職防止を含む家族を介護する者への支援の強化、ケアプラン点検等の介護給付費適正化の取組強化の重要性が高まる中、市町村は包括的支援事業・任意事業の実施に当たり、地域の課題を踏まえた更なる効果的・効率的な事業運営が求められており、介護用品の支給の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営等、他の事業との政策の優先順位を勘案した上で、市町村特別給付への移行等について十分に検討を行っていただく必要があること

を踏まえ、

① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること（上記ア関係）

② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること（上記イ関係－1）

③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること（上記イ関係－2）

を実施の要件とすることとし、今後、地域支援事業実施要綱及び交付要綱について所要の改正を行い、市町村の対応の状況について報告を求める予定である。

(元号) 年度介護用品支給事業計画書

市町村名:

(1) 前年度までの支給実績

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
千円	千円	千円	千円	千円
(※上乗率割合 %)	(※上乗率割合 %)	(※上乗率割合 %)	(※上乗率割合 %)	(※上乗率割合 %)

(2) 高齢者の類別の状況を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

<p>(例) 介護用品支給を行う事業者に対し、窓口で使用する高齢者の状態や生活状況について確認し、商品選定に関する必要な助言を行うことを義務付け。</p> <p>・ケアマネジャー等に対し、モニタリングの際に適切に介護用品使用が行われているか、確認を行うよう依頼。</p> <p>・地域包括支援センターが必須に応じて実費の負担を踏まえた家庭へのアドバイスを実施。</p>
--

(3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討

事項	各施策の課題と推進策等の検討状況
地域包括支援センター運営費	<p>【地域包括支援センターの整備】※協議、関係者等を行うこと。</p> <p>(例) 介護職員防止の取組強化のため、事務補助員2名を増員希望。</p> <p>【運営協議会コメント】※運営協議会に諮ること。</p> <p>(例) 求職者の意向を踏まえた対応が望ましい。</p>
介護用品支給以外の任意事業	<p>【上記を踏まえた市町村の対応方針】</p> <p>(例) センターの意向等について、検討を行い、事務補助員1名の増員を検討。</p> <p>(例) ケアプラン点検の強化のため、担当職員に付する研修の実施を検討中。</p> <p>・介護職員防止の取組強化のため、地元企業への地域包括支援センターの周知事業を検討中。</p>
介護用品の支給	<p>(例) 支給対象者の重点化に向け、使用状況に関する課題を整理。</p>

(4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

<p>(例) 平成27年度、所得制限及び業外介護実費を導入し、事業の縮小を行い、平成28年度からは介護福祉事業への移行により事業を廃止する。</p>
--

【参考】各年度の対応（検討している内容等があれば記載。）

2018年度(実績)
2019年度(予定)
2020年度(予定)
2021年度(予定)

【都道府県・厚生局チェックの着眼点】

- 実績額が上限額に占める割合が過剰ではないか。(地域包括支援センターの運営費等の必要額を圧迫していないか。)

【都道府県・厚生局チェックの着眼点】

- 適切な用品支給が行われると考えられる内容となっているか。
- 実現可能性のある内容となっているか。

【都道府県・厚生局チェックの着眼点】

- 包括的支援事業(地域包括支援センター運営費)と任意事業の全体を俯瞰した上で、介護用品の支給のあり方の検討を行っているか。(全体を俯瞰した検討を行わず、地域包括支援センター運営費等について十分な予算配分が行われていないことにならないか。)
- 地域包括支援センターの強化策について、受託法人や運営協議会の意見を踏まえた検討が行われているか。
- 各施策について重点化すべき点が明らかとなっており、全体の中で重点化すべき点・効率化すべき点が明確になっているか。
- 費用面において、重点化・効率化される点に整合性があるか。

【都道府県・厚生局チェックの着眼点】

- 廃止・縮小策が検討されているか。